

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

# 安全スタッフ

## 特集Ⅰ

クレーン災害ゼロへSOC

セーフティオペレーションカード

運転席に厳守事項記載

五洋建設

## 特集Ⅱ

運送業の災害防止で議論白熱

宇都宮労基署

安全衛生フォーラムを初開催

## 別冊付録

マンガで学ぶ「送り出し教育」

安全スタッフ編集部 編

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2223

2014

12 / 1



## 社労士が教える

# 労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRRアップ21東京会  
机経営労務管理事務所

所長 机 秀明

出張中の休日に宿泊ホテルで夕食中、トイレ内で転倒

### ■ 災害のあらまし ■

Aさんはメーカーの営業マン。自分の担当である地方の取引先への営業活動のため1週間の出張計画を立てた。週末を挟んでの出張となるため、会社の所定休日である日曜日に現地で休日を設ける旨の出張計画書を事前に上司に提出し、了承を得た。

水曜日から金曜日までは自社製品の売込みに奔走し、土曜日は取引先のイベント出席のため休日出勤扱いとなった。現地での休日となった日曜日は取引先も休みであるため、日中は観光地巡りをして英気を養い、夕方宿泊先のホテルに戻った。翌日の仕事に備え手っ取り早くホテル内にあるレストランで夕食を摂っていたが、途中トイレを使用した際に足を滑らせて転倒し、左手首を骨折する大ケガを負ってしまった。

なお、今回の出張はAさん1人であり、夕食時も同伴者はいなかった。また、Aさんは飲酒をしていたが酩酊はしていない。

### ■ 判断 ■

出張中は、業務の全過程に業務遂行性が認められ、積極的な私的行為、恣意行為以外は業務起因性が認められるものであるが、出張中の休日は通常の休日と同じ考え方であり、日中の観光地巡り中の事故であれば**業務外**と判断される。今回の事故は宿泊ホテル内での夕食時に発生しており、また、Aさんは1人で飲酒をしていたが、酩酊しているわけではないので積極的な私的行為とまではいえず、出張に当然または通常伴う行為のさなかに発生した事故として、**業務上**と判断される。

### ■ 解説 ■

まず、業務上災害として認められるため

第184回

には、業務起因性（災害とその業務との間に相当因果関係があるかどうか）と、その前提条件の業務遂行性（労働者が労働契約に基づいて事業主の支配下にある状態にあるか）が認められなければならない。

出張は、自宅（または会社）を出て用務地へ行き、業務を終えて自宅（または会社）に戻るまでの全過程に業務遂行性が認められている。なぜなら、その出張における業務の成否や遂行方法について事業主が包括的に責任を負うため、よほどの事情がある場合を除いて出張過程全般について事業主の支配下にあるといえるからである。

出張中の休日の過ごし方に関しては、通常、出張中の者が宿泊ホテルに滞在している間にとる行動などは業務上災害の適用範囲と考えられ、比較的広く解釈されている。ただし、その合間に、観光や帰郷といった出張と関係のない所用があった場合は、その間の業務遂行性は認められず、業務外となる。出張の過程へ復帰するとその時点から業務遂行性が認められることとなる。

今回のケースでは、観光を終えて宿泊ホテルに戻ってきてからの食事時の事故であるので、宿泊に通常随伴する行為であり業務遂行性があると判断された。

一方、出張中の行動は労働者個人の判断に任される面も多く、今回のように食事中に飲酒するといった私的行為も含まれる。出張ではない通常の就業日であれば、飲酒が業務性を有するのは、会社が費用を負担した接待や、出席が義務付けられた会合などに限られるが、前述したように出張中は全般的に事業主の支配下にあるとされる。

食事など現地に必要な行為も同様であり、宿泊ホテル内での飲酒や、飲食施設のないホテルから近所へ出掛けて飲酒した場合などであれば、出張に当然または通常伴



う行為として業務遂行性が認められるのが通例となっている。なぜなら、出張中は個々の行為についてその都度事業主の拘束を受けず、出張者の自己判断に委ねられている部分が大半であるという事情から、出張の性質上ある程度は私的行為が介在することを容認していると理解できるからである。

ただし、当然それにも限度がある。食事に伴う晩酌程度の飲酒ならまだしも、酩酊するほど飲んでいたらとなると積極的な私的行為となり、業務遂行性は否定されると考えるべきであろう。また、宿泊ホテルからわざわざタクシーで飲食店街に繰り出して飲食した際の事故も同様である。

通常の休日にケガをした場合は業務上災害にならないということは誰もが思うことだが、それが出張中の休日の場合には、業務上災害と認められることがあるというのが今回のポイントである。出張中の休日は、宿泊ホテル内での食事、入浴などの行為は業務遂行性があり、ホテル内の事故は原則として業務上と判断されるということに注意されたい。

もちろん、だからといって宿泊ホテル内のレストランで羽目を外し過ぎてはいけないことはいうまでもない。